

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	内閣・地方創生及び消費者問題分野における政策課題 － デジタル改革、ステッカー規制法改正、預託法等改正ほか －
著者 / 所属	岩波 祐子 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	432号
刊行日	2021-2-19
頁	3-23
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210219.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

内閣・地方創生及び消費者問題分野における政策課題

— デジタル改革、ストーカー規制法改正、預託法等改正ほか —

岩波 祐子
(内閣委員会調査室)

1. はじめに
 - (1) 本稿の構成
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対策関連
2. デジタル改革関連
3. 内閣分野（デジタル改革関連を除く。）
 - (1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法改正案
 - (2) 子ども・子育て支援法及び児童手当法改正案
 - (3) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（仮称）
 - (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律改正案
 - (5) その他提出の可能性がある法案
4. 警察分野
 - (1) 銃砲刀剣類所持等取締法改正案
 - (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律改正案
5. 地方創生分野 国家戦略特別区域法改正案
6. 消費者問題分野
 - (1) 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等改正案（仮称）
 - (2) 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案（仮称）

1. はじめに

(1) 本稿の構成

本稿は、第204回国会（常会）において内閣委員会、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会への付託が見込まれる法案¹を中心に、その背景・経緯、概要及び課題・論点等について取り上げるものである。既に改正法が成立している新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）について紹介したのち、デジタル改革関連法、その他の内閣分野、警察分野、地方創生分野、消費者問題分野の順に記述する。なお、2月3日時点で未提出の法案名については令和3年1月18日時点の仮称に基づくものもあり、正式名称とは異なる可能性があることに留意されたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策関連

令和2年1月に国内で初めての感染者が確認された新型コロナウイルス感染症について、政府は同月、同感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の指定感染症に指定し（2月1日施行）、感染症法等に基づく措置を講じるとともに、3月の特措法改正により、同感染症は暫定的に特措法の対象となった。

令和2年4月には、医療提供体制がひっ迫したなどとして特措法に基づく緊急事態宣言が発出され、外出自粛や休業の要請がなされた。感染状況に応じて対象区域が段階的に縮小され、5月25日に緊急事態解除宣言がなされた。

7月以降、感染が再拡大した時期には、緊急事態宣言は発出されず、都道府県において、個別に営業時間短縮の要請等が行われ、感染状況は下方に転じた。10月末以降、首都圏を中心に感染者数が再び増加に転じ、飲食店の営業時間短縮要請などがなされたが、年末には急速な拡大に歯止めが掛からなくなり、令和3年1月、首都圏等の知事からの要請を踏まえ、11都府県に緊急事態宣言が発出された。

特措法や感染症法の在り方をめぐっては、感染拡大時における対応を踏まえ、休業要請と補償との関係、国と地方の役割分担の在り方、感染対策の実効性を強化する観点からの罰則導入の是非などが議論され、各党や全国知事会などから改正法案、提言や要望が出されていた。令和2年12月25日、菅内閣総理大臣は、特措法の改正に言及した。特措法、感染症法等の改正について、分科会、厚生労働省厚生科学審議会感染症部会、与野党協議会等で検討が進められ、こうした議論も踏まえ、第204回国会（常会）において、令和3年1月22日、特措法等改正案が提出された（閣法第6号）。

¹ 2月3日時点で未提出の法案については、内閣官房「第204回国会（常会）内閣提出予定法律案等件名・要旨調（令和3.1.18現在）」による。

図表 1 新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案の概要
(衆議院修正前)

改正の趣旨	
○ 現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型コロナウイルス感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる。	
改正の概要	
1. 新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正 ① 特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。 ② 緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。 ③ 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。 ④ 事業者及び地方公共団体に対する支援 ○ 国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。 ○ 国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。 ⑤ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。 ⑥ 新型コロナウイルス等対策推進会議を内閣に置くこととする。	
2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部改正 ① 新型コロナウイルス感染症を「新型コロナウイルス感染症」として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができることとする。 ② 国や地方自治体間の情報連携 ○ 保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を規定する。 ③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け ○ 新型コロナウイルス感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設する。また、検疫法上も、宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定することとする。 ④ 入院勧告・措置の見直し ○ 新型コロナウイルス感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、入院勧告・措置の対象を限定することを明示する。 ○ 入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合に罰則を科することとする。 ⑤ 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型コロナウイルス感染症等の患者等が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合に罰則を科することとする。 ⑥ 緊急時、医療関係者・検査機関に協力を求められること、正当な理由なく応じなかったときは勧告、公表できることを規定する。等	
施行期日	公布の日から起算して10日を経過した日(ただし、1⑥は令和3年4月1日)

(出所) 内閣官房ウェブサイト掲載資料

同法律案は、衆議院における修正を経て²、2月3日に可決、成立した。

特措法部分の過料は減額され(緊急事態宣言時の命令違反は50万円以下から30万円以下に、まん延防止等重点措置時の命令違反は30万円以下から20万円以下に修正)、感染症法改正案に盛り込まれていた罰則については、修正により刑事罰ではなく行政罰の過料にする(入院拒否等に係る罰則は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金から50万円以下の過料に、積極的疫学調査については命令を前置することとした上で拒否については50万円以下の罰金から30万円以下の過料に修正)等の修正が行われた³。また、衆参内閣委員会でそれぞれ付された附帯決議においては、修正協議における論点も踏まえ⁴、まん延防止等重点措置の公示について国会へ報告する等の措置などが求められている⁵。

衆参ともに本会議趣旨説明、参考人質疑、厚生労働委員会との連合審査会が実施され、

² 修正に至る経緯について、田村厚生労働大臣は、「政府提出法案ですけれども、異例の対応でございます。…政府・野党協議会に初めから考え方を示しをさせていただいた上で、そして提出をさせていただいて、…その後、衆議院の方で修正協議をしていただいた」旨答弁している(第204回国会参議院内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会会議録第1号(令3.2.3))。

³ 修正案の要旨は<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Horitsu/ShuseinaikuE399FB318F136A8649258670000D87E0.htm>(以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令和3年2月3日)参照。

⁴ 「入院拒否に刑事罰 削除 感染症法など改正案 自民・立憲が合意」『朝日新聞』(令3.1.29)参照。

⁵ 附帯決議は衆参それぞれの公式ウェブサイトから閲覧可能である。

従来の方策の課題、今回の法案提出に至る経緯、営業時間の変更要請に応じた事業者等への支援、まん延防止等重点措置の判断基準及び緊急事態措置との関係、罰則規定を創設することの是非及びその適用の在り方、医療機関・保健所等への更なる支援の必要性等が質された。

この間、2月2日には、緊急事態宣言の期間を10都府県で3月7日まで延長する旨が決定されている。

今回の措置により、法律上の課題への対応は、一応のものがなされ、また、附帯決議により、施行に際する懸念に対しても、十分な配慮・対応が求められた。審議過程でもたびたび取り上げられたが、施策的には何よりも疲弊した医療現場の人的・財政的支援、そして支援の谷間に落ちている人々の救済が、早急に取り組まれるべきである。休業要請等による経営への影響の度合い等を十分に勘案した上での事業者支援も求められる。次の大きな課題は、ワクチン接種であろう。今までに例のない大規模な事業であり、先発の他国の例を踏まえ、慎重かつ迅速に進めなければならない。実施の現場となる地方公共団体に対する十分な財政的支援はもちろん、適時適切な情報提供・共有が不可欠であり、その上で現場にある程度の裁量を認める等の柔軟性も求められよう。また、医療現場の現況を考えると、ワクチンの打ち手についても支援の対象にする、注射できる有資格者を幅広く募る等の工夫も求められる。そして、特措法に規定されている国民の責務には、感染の拡大の防止に関する努力義務も盛り込まれた。外食産業などが感染対策を徹底しても、顧客が検温・消毒や換気を嫌ったり、大声で会話を続けたりしては意味がない⁶。差別的取扱いの防止も含め、特に若年層について、一人一人が措置の必要性を理解して取り組めるよう、丁寧な周知が求められるところである。

2. デジタル改革関連

(1) 背景・経緯

コロナ禍において、感染状況の把握、給付金等事務の執行等に不都合が生じ、データ活用基盤が官民双方で不十分であることが露呈する中、菅内閣総理大臣は、就任直後の令和2年9月23日、デジタル改革関係閣僚会議において、新型コロナウイルスへの対応において明らかとなった様々な課題を根本的に解決するため、行政の縦割り打破、大胆な規制改革断行の突破口として、強力な司令塔機能を有し、官民を問わず能力の高い人材が集まり、社会全体のデジタル化をリードするデジタル庁（仮称）の創設に向けて、令和2年末に基本方針を定め、令和3年の常会にIT基本法を始めとする関連法制の改正法案を提出する方針を示した。その後、デジタル・ガバメント閣僚会議、その下に設けられたワーキンググループ及びタスクフォースにおいて検討が進められ、令和2年12月25日には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。基本方針においては、今般のデジタル改革が目指すビジョンとともに、デジタル社会を形

⁶ 神戸大学大学院岩田健太郎教授は「悪いのは飲食店ではなく、感染対策をしない利用者だ」（『毎日新聞』（令3.1.21））、心療内科医海原純子氏は「飲食店は気の毒です……お客に予防策を取ってもらうようお店が求められる形にすればいい」（『毎日新聞』（令3.1.22））などと述べる。

成するための基本原則が掲げられ、関連法制の検討方向が示された⁷。

図表 2 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月25日閣議決定）の概要

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要	
<p>▶ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～</p> <p>▶ デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包括・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）</p>	
IT基本法の見直しの考え方	デジタル庁（仮称）設置の考え方
<p>IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠 ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化 ⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置 <p>どのような社会を実現するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出 ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明 ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し <p>デジタル社会の形成に向けた取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備 ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上 ✓ 人材の育成、教育・学習の振興 ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成 <p>役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進 <p>国際的な協調と貢献、重点計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献 ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表 	<p>基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織 ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備 <p>デジタル庁（仮称）の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用 ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整 ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理 ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理 ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備 ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査 ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請 <p>デジタル庁（仮称）の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 内閣直屬。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度 ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民問わず適材適所の人材配置 ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置 ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

（出所）内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室ウェブサイト掲載資料

注目されるのは、デジタル社会の形成に関する司令塔として、勧告権等の強力な総合調整機能を付与される「デジタル庁」の新設である。従来内閣官房IT総合戦略室が担っていた機能に加え、総務省の所管⁸の一部なども統合する見通しとなっており、民間からは100人程度の専門人材を受け入れて500人規模の組織として、令和3年9月1日に発足することが見込まれている⁹。

（2）法案の構成

デジタル改革について検討する過程では、図表3のような法改正が想定されていた¹⁰。

⁷ IT政策の展開・法案提出に至る政府における検討経緯は、榎本尚行「IT政策の経緯－「デジタル庁」の議論を見据えて－」『立法と調査』No. 430（令2.12.18）参照。

⁸ 総務省は電子政府、地方自治、情報通信等を所管し、各府省で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）を多く整備及び管理している。

⁹ 内閣人事局の令和3年度定員審査結果では、デジタル庁（仮称）について、新規増員160人、他府省からの振替233人、非常勤職員と合わせて実人員500人程度で立ち上げとされている。なお、令和3年1月4日から22日に先行募集した民間人材について、30人程度の採用枠に20～70代の1,432人が応募した（令和3年1月26日平井大臣記者会見）。

¹⁰ 図表3中「番号法」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる

図表3 次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）について

次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）について	第3回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG（令和2年9月25日）
WGの検討課題	次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）
◆国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強	□ IT基本法等関連法制の改正 ・デジタル化推進目的等の強化 ・デジタル庁の新設 など
◆情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準	□ 個人情報保護法等の改正 ・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の統合及び個人情報保護委員会への所管の一元化 など
◆多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討	□ 番号法等の改正 ・番号を利用する事務、情報連携を行う事務や照会・提供する情報の追加 など
◆金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネロン対策・特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討	□ 法制上の措置 ・公金受取口座の設定 ・相続・災害時の口座所在確認サービスの実現 ・預貯金付番の実効性の確保 など
◆固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討	□ 不動産登記法等の改正 ・所有者不明土地対策 など
◆マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等）	□ 番号法等の改正 ・J-LISに対するマイナンバーカードの発行・運営についての国による目標設定・計画認可等を導入 など
◆マイナンバーカードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等）	□ 郵便局事務取扱法の改正 ・郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書関連事務を実施できるようにする など
◆自治体の業務システムの統一・標準化の加速策	□ 法制上の措置 ・自治体の基幹系システムを移行期間内に国が定める基準に適合させることを義務付け など
◆国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保	□ 法制上の措置 ・高齢者等のデジタル活用への支援

（出所）第13回新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会・第43回各府省情報化専任審議官等連絡会議合同会議（令2.11.18）資料1「デジタル改革の検討状況について」（内閣官房IT総合戦略室・デジタル改革関連法案準備室、令2.11）25頁

ア 法案の全体像

本稿執筆時点でデジタル改革関連として提出が予定されている法律案は6本あり、うち内閣委員会への付託が見込まれているのは、①IT基本法に代わって、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める「デジタル社会形成基本法案」（仮称）、②デジタル庁の所掌事務・組織について定める「デジタル庁設置法案」（仮称）、③個人情報保護法、番号法等について所要の整備を行う「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」（仮称）（以下「整備法案」という。）、④希望者に対し、緊急時の給付金や児童手当などの公的給付に登録した預貯金口座を利用できるようにする「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」（仮称）¹¹、⑤本人の同意を前提に、一度に複数の預貯金口座への付番や相続時等の口座探索サービスを創設する「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用

るマイナンバー法）である。本稿では当該番号を、「個人番号」あるいは「マイナンバー」と表記している。

¹¹ 「特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案」（第201回国会衆第19号）では、任意で一つの口座情報をマイナポータルに登録するものとされていた。

による預貯金口座の管理等に関する法律案」(仮称)の5法案である¹²。本稿では、異なる分野にまたがる複数の法律改正が含まれる整備法案について若干付言することとする。

イ 整備法案の概要

整備法案には、**図表3**の「個人情報保護法等の改正」「番号法等の改正」等の内容に加え、河野内閣府特命担当大臣(規制改革)の下で推進されている、押印手続・書面による手続を見直す内容も盛り込まれる。個人情報保護法の改正については、当初デジタル改革とは独立して検討が進められていたところ¹³、データ利活用と個人情報の保護には重要な関わりがあることから、今回の整備法案に盛り込まれている。押印手続の見直しそのものは、かねてよりデジタル化推進・規制改革の流れの中で取り組まれており¹⁴、今般、更なる強力な推進が図られた状況である。

- ・ **個人情報保護法関係** 個人情報等の取扱いに係る規律について、学術研究を目的とする機関等に対する適用除外を見直すとともに、第三者提供の制限等の規律について所要の特例を設ける。地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人のうち主として学術研究または医療事業を行うものについて、原則、個人情報等の取扱いに係る規律を適用する。現行の行政機関における個人情報等の取扱いに係る規律について、原則、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人にも適用することとする。行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いに関し、個人情報保護委員会が監視監督を行うこととする。
- ・ **番号法関係** 従業者等の同意を条件として、一の使用者等から他の使用者等に対して、当該従業者等に関する特定個人情報を提供できることとする。医師免許等の国家資格に関する事務等に必要の限度で個人番号を利用するとともに、当該事務等の処理に必要な情報の提供及びその求めをできることとする。地方公共団体情報システム機構が処理する個人番号カード関係事務について、主務大臣が目標設定、計画認可等を行うこととする¹⁵。
- ・ **押印・書面の見直し関係** 国民の負担の軽減及び利便性の向上に資するため、押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする等の措置を講ずることとする。

その他、公的個人認証サービスの電子証明書関連の内容(発行等に関する事務の郵便局における取扱い等)も盛り込まれる。

¹² 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」(仮称)は総務委員会への付託が見込まれる。

¹³ 個人情報保護法制については、いわゆる「個人情報保護法制 2000 個問題」を背景に、法制の統合等が検討されていた。同問題については鈴木正朝・湯淺壘道「個人情報保護法制 2000 個問題について」((一財)情報法制研究所、平 28. 11) 地方自治研究機構ウェブサイト<<http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/PDF/%EF%BC%91%EF%BC%97/2000komonndai.pdf>>、令和2年の個人情報保護法の改正及び更なる改正の検討については岩波祐子「個人情報保護とデータの利活用ーデジタル化推進に向けた課題ー」『立法と調査』No. 430(令2. 12. 18) 参照。

¹⁴ 榎本尚行「社会全体のデジタル化に向けてー「デジタル手続法」の成立ー」『立法と調査』No. 415(令元. 9. 10) 参照。

¹⁵ 個人番号関係は皆川健一「地方自治体のデジタル化の実現に向けてーシステム標準化とデジタル化の基盤となるマイナンバー制度ー」『立法と調査』No. 430(令2. 12. 18) 参照。

(3) 論点

デジタル庁については、措置の実効性の確保、人材の確保が課題である。デジタル政策全般の推進については、新型コロナウイルス感染症対策の一環としてソーシャルディスタンスを確保することを始めとして、オンライン手続などのデジタル化の更なる推進が有意義であるのは事実だが、一方で、限られた人的資源、金銭的資源を集中させることが本当に有益なのかという見方もあり得る。マイナンバー制度、マイナンバーカードの利活用、連携範囲の拡大については常に慎重論がある。そして、口座登録については、任意とはなっているものの、登録した情報が想定を超えて利用されるのではないかという懸念もある。

デジタル社会形成基本法案については、デジタル改革が目指すビジョン、国民が真に利便性を実感できるようにする方策等の議論が期待される。デジタル庁の創設においては、現行のIT政策の推進体制における課題が解決され、我が国のデジタル化の実効的な推進が図られるような制度設計となっているか、検証が求められる。「デジタル庁が、単に看板の架け替えや予算・権限拡大のための手段とならず、真に国民のための組織として機能するためには、アウトカム志向の下で適切な目標を設定して、そこに至る進捗を定期的に評価してその結果を公表すること、また、優れた人材の採用と定着を通じて、一時的な政策、スローガンの打ち上げ花火にとどまらず、持続的なデジタル化の進展の道筋をつけることが必要となる」¹⁶との指摘もある。デジタル化の利便性が国民に理解されることが肝要であり、従来の広報方法を見直すことも不可欠である。また、デジタルデバイドを生み出さない工夫、自治体間の格差を招かない工夫も必要である。今後の議論が期待される。

3. 内閣分野（デジタル改革関連を除く。）

(1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法改正案

原子力発電施設等の立地地域において、防災インフラ整備への支援及び企業投資・誘致に資する不均一課税（減税）への支援を引き続き実施していくため、令和3年3月末で期限を迎える原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「原子力立地地域特措法」という。）の有効期限を10年延長しようとするものである。

ア 背景・経緯

原子力立地地域特措法は、原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とするものである。平成11年9月に発生した東海村の臨界事故により、立地をめぐる環境が厳しくなっていることを受け、10年間の時限立法として制定された後、有効期限が10年延長され、国の負担割合を増加するとともに対象事業を拡大する等の改正が行われてきた。同法に基づき、関係各省庁において、原子力災害発生に備えた緊急道路の整備に対する補助率のかさ上げ¹⁷等の特別措置が講じられている。

¹⁶ 上瀬剛「デジタル庁について」NTTデータ経営研究所ウェブサイト<<https://www.nttdata-strategy.com/knowledge/reports/2020/0930/>>

¹⁷ 国の補助率のかさ上げ（50%→55%。令和元年度約14億円）、地方債への交付税措置（70%。同約122億円）

平成 29 年 12 月 5 日の参議院経済産業委員会では、同法の改善の検討状況について、同年 6 月 12 日の内閣府主催の関係各省における連絡会議では特に具体的な課題は見出されず、その後 8 月から 9 月にかけて立地地域の市町村を対象にアンケート調査を行い、運用面では手続に関する情報や関係基準の周知の充実等に係る指摘を受けた旨が答弁された¹⁸。

平成 30 年 7 月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、立地自治体等との信頼関係の構築として、「原子力立地地域においては…避難道路の整備、防災活動資機材の整備といった防災体制の充実など、消費地とは異なる様々な課題を抱えている。こうした課題に、政府として真摯に向き合い、立地地域に対する産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用などにより取組を進め、課題解決を図ることとする。」とされた¹⁹。関係地方公共団体等からの延長要望書が出される中²⁰、令和 2 年 12 月 28 日の原子力委員会の「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長について（見解）」では、「東京電力福島原子力発電所の事故などを経験する中で、エネルギー基本計画（2018 年 7 月）においては、立地地域は避難道路の整備など防災体制の充実の課題を抱えており、こうした課題に向き合い、原子力立地地域特措法の活用などにより取組を進め、課題解決を図ることとされている。」とし、現に同特措法の支援を受けて約 130 件の防災インフラが整備中（令和元年度末）として、「防災インフラの更なる整備は、引き続き、大きな課題となっている状況」を踏まえると、「原子力立地地域特措法を延長し、立地地域における防災インフラ整備に対する支援措置を継続することが必要である。」と結論付けられた。これを受けて、第 204 回国会（常会）の令和 3 年 1 月 29 日に、法律案が提出された（閣法第 8 号）。延長により、防災インフラ整備への支援を継続することで、約 180 万人（立地地域の 76 市町村）の災害時の円滑な避難につながるとともに、企業投資・誘致の支援の継続により、立地地域の振興が見込まれるとされる。

イ 概要

原子力立地地域特措法の有効期限（令和 3 年 3 月末）を 10 年延長し、立地地域に対する以下の支援を継続して実施する。

- ・**防災インフラ整備への支援** 住民の安全確保に資する道路、港湾、漁港、消防施設、義務教育施設を対象として、国の補助率のかさ上げ（50%→55%）及び地方債への交付税措置（70%）を実施。
- ・**企業投資・誘致への支援** 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を対象に、設備の新增設に係る事業税、不動産取得税、固定資産税につき、地方公共

により、地方負担は実質 13.5%となっている。内閣府原子力政策担当室「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について」（令 2.12）（第 43 回原子力委員会参考資料第 1 号）

¹⁸ 第 195 回国会参議院経済産業委員会会議録第 2 号 4 頁（平 29.12.5）

¹⁹ 第 2 章第 2 節 4（5）②（55 頁）。エネルギー基本計画は、常に踏まえるべき点として「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて取り組むこと」等を原点として検討され、制定されている。

²⁰ 全国原子力発電所所在市町村協議会「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に係る要請書（令 2.7.28）ほか

団体が、地方税を減税した場合、その減収分の一定割合（75％）を交付税で補てん。

ウ 論点

電力自由化の中で原発優遇を続けることへの異論や、事業の有効性についても検証を求める声があり、「単なるバラマキになってはいけない」、「政府は国負担を50％から55％へ引き上げたことにいくらかかったかや、費用対効果を公表していない。」などの指摘がある²¹。なお、避難道などの整備対象については、原子力発電施設の8～10キロ圏を主体とする現行のままである点にも議論はある²²。

（2）子ども・子育て支援法及び児童手当法改正案

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることのできる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずるものである。

ア 背景・経緯

令和2年12月15日に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」は、「新プランの財源については、社会全体で子育てを支援していくとの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保する。」とし、児童手当について、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者）を特例給付の対象外とする見直しのため、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図るとするとともに、「多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する」とした。また、12月21日に公表された「新子育て安心プラン」²³では、地域のあらゆる子育て資源を活用するとして、育児休業等の取得促進（育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設）が盛り込まれている。これを受けて、第204回国会（常会）の令和3年2月2日に、法律案が提出された（閣法第14号）。

イ 概要

- ・ **子ども・子育て支援法の一部改正** 市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等（保育所等運営費）の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子ども（0～2歳）に係るものについて、一般事業主からの拠出金をもつ

²¹ 東京新聞 TOKYO Web「原発特措法、自民が10年延長求める 原発優遇に異論も」（令2.8.18）
<<https://www.tokyo-np.co.jp/article/49480>>

²² 井上内閣府特命担当大臣は、福島事故後に政府が見直した30キロ圏への拡大については、「どのエリアまで整備するかは予算の制約もある」としている。「原発特措法延長を閣議決定」『朝日新聞』（令3.1.30）

²³ 4年間で約14万人の保育の受け皿を整備するほか、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を柱とする。

て充てることができる割合を、6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。政府は、令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。

- ・ **児童手当法の一部改正** 児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付の支給を継続することとする。児童手当法施行令に、子ども2人+年収103万円以内配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定予定²⁴。併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正予定）。
- ・ **検討規定** 政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、児童の数等に応じた児童手当の拡充及びそのために必要な財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

ウ 論点

現在の子ども・子育て支援政策の有効性について、改めて検証が求められる。そして、世帯合算との優劣についても議論がある。今回の改正については、子どもを社会全体で育てるという理念との乖離も指摘される。即ち、子どもがいれば給付するとの考え方は「社会で子育てを支える」との理念により、子育て支援には公助こそ必要なところ、給付に所得制限を設ける考え方は自助を求めるもので、少子化対策の後退である、負担能力のある世帯には給付のカットではなく、税や社会保険料で応分の負担を求めるべきではないか²⁵等の指摘がある。一連の社会保障改革の中で負担増となる階層が偏ることへの不満も聞かれる。若年層への支援の更なる充実等が議論されるものと思われる。

(3) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（仮称）

安全保障等の観点から、重要施設（防衛関係施設及び重要インフラ施設）及び国境離島等の機能を阻害する土地及び建物の利用を防止しようとする法案が提出予定となっている。

ア 背景・経緯

近年、防衛施設周辺や国境離島等で、実態が不透明な土地取引が行われているとされ、安全保障の観点からの懸念が指摘されている²⁶。「国家安全保障戦略」（平成25年12月17日閣議決定）において、「国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する。」とされるなどしたことを踏まえ、政府は状況把握のための調査を進めた。その結果、情報収集は一定程度進んだ一方、詳細な利用の実態等は十分に把握できなかったとの指摘があった。

²⁴ 財政効果額（公費）は370億円、影響児童数は61万人（全体の4%）と見込まれている。子ども・子育て会議（第55回）（令和2.12.25）資料4「児童手当に関する見直しについて」1頁

²⁵ 「児童手当の縮小 子育て支援が後退する」『東京新聞』（令2.12.15）

²⁶ 日本維新の会は、防衛施設周辺や国境離島の土地等が、外国人等その地域と関係のない者に売却されるなど、我が国の安全保障を脅かしかねない事態が生じているとし、規制する法律案を複数回提出している。

そうした中で、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。」と明記された。この検討のため、令和 2 年 10 月 29 日、領土問題担当大臣の下に「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」を開催することとされた。

令和 2 年 11 月 9 日の第 1 回会合では、有識者会議における論点として、日本国内の土地取得事案についての安全保障等の観点からの懸念点、我が国の制度上の課題や、対象施設・地域、土地利用・管理等の在り方と私権との関係等が示され、同年 12 月 24 日、「国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について」と題する提言がまとめられた。同提言では、安全保障上のリスクへの対応のため、「まずは、政府として複数の関係省庁等が所有する情報を一元的に集約・管理し、的確な分析を行う体制及び仕組みを整備し」、「仮に、安全保障の観点から、不適切な利用実態が明らかになる、又は、そうしたリスクが顕在化する可能性が高い状況が明らかになる場合には、土地の不適切な利用を是正する、あるいは、未然防止するといった、実効的な枠組みを整備することが求められる。」とし、新しい立法措置を求めるとともに、その基本的枠組みを示している。こうした検討を踏まえた関連法案の提出が見込まれる。

イ 想定される法案の概要

重要施設の周辺及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等の取引等の措置について定める。

（４）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律改正案

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁²⁷の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる内容の法案の提出が見込まれている。

ア 背景・経緯

我が国は、平成 19 年 9 月「障害者の権利に関する条約」に署名した。同条約締結に先立つ国内法整備等の一環として、平成 23 年 7 月、障害者基本法（以下「基本法」という。）が改正され、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等の基本原則を定める規定が追加され、平成 25 年 6 月、基本法における差別禁止の基本原則を具体化する、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」という。）が制定された（平成 28 年 4 月施行）。同法では、障害を理由とする差別を解消するための措置として、国の行政機関、地方公共団体等及び事業者における不当な差別的取扱いを禁止するほか、社会的障壁の除去の実施

²⁷ 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

について必要かつ合理的な配慮²⁸を、国の行政機関・地方公共団体等に義務付ける一方、事業者に対しては同様の配慮の努力義務を課している。差別解消法には同法施行後3年の検討規定が置かれており、平成31年1月から障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）において議論が行われた。令和2年6月22日の政策委員会における「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見」の取りまとめ、それを受けた内閣府における事業者団体・障害者団体を対象としたヒアリングの実施を経て、同年12月14日の政策委員会において、内閣府は、差別解消法の施行3年後見直しの検討の方向性について、対応方針（案）を示した。

イ 想定される改正内容

対応方針（案）では、上記の政策委員会の意見及び団体ヒアリングを踏まえ、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を主な内容とする改正法案を次期常会（第204回国会）に提出することを検討中であるとしている。法案の主な内容として、具体的には、事業者による合理的配慮の提供の義務化のほか、基本方針に定める事項の追加（障害者差別に関する支援措置の拡充を想定）、障害者差別に関する相談体制の整備として人材の育成及び確保等の明確化、地域における障害者差別に関する事例等の収集、整理等の明確化、国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加等が見込まれる。

（5）その他提出の可能性のある法案

以下の3案は、1月18日時点で「提出予定」以外の検討中のもの」となっている（内容は報道等による）。

ア 国家公務員法等改正案

人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの意見の申出に鑑み、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる等の措置を講ずる。なお、第201回国会（令和2年常会）に提出された同様の趣旨の法律案は、同国会で審査未了となっている。

イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律改正案

現行の公益法人制度の導入から10年以上が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等を行う²⁹。

ウ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律改正案

コンセッション事業に密接に関連する建設、改修等について、コンセッション事業者が実施できる業務の範囲を明確化し、事業者の創意工夫を活かしやすい環境整備を図る³⁰。

²⁸ 車椅子利用者のために段差にスロープを渡す、手話などによるコミュニケーション等。

²⁹ 想定される措置内容は、内閣府特命担当大臣（規制改革）の下で開催された「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」が取りまとめた「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」（令和2年12月25日）を参照。

³⁰ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」24頁、「PPP／PFI推進アクションプラン」（令和2年改訂版）参照。

4. 警察分野

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法改正案

最近におけるクロスボウ（通称「ボウガン」）を使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合等を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務を定める等の措置を講ずる。

ア 背景・経緯

射撃競技や動物麻酔等に用いられるクロスボウは、弦を引いた状態で固定する装置を有し、引き金を引いて矢を発射させる構造を有するため、一般的に操作が容易である反面、威力が強大である³¹等の特徴があるとされる。クロスボウは現在、主として海外から輸入されて国内で流通しているが、販売・所持等に関し、登録等の国による規制はなく、業界団体による自主規制も行われていない。クロスボウを隠して携帯する場合、軽犯罪法に違反するとされるほか、一部の地方公共団体では条例において未成年への販売等が禁止されている。

令和2年6月、兵庫県宝塚市で、クロスボウを使用して3人を死亡させ、1人に重傷を負わせた殺傷事件が発生、その後も7、8月と殺人未遂事件が相次ぎ発生した。また、クロスボウが使用された刑法犯事件の検挙件数は、平成22年1月から令和2年6月までの間で23件あり、そのうち13件が殺人、殺人未遂等の、故意に人の生命・身体を害する罪の事件であった。これらを踏まえ、警察庁の「クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会」が、令和2年9月から11月までの間に計4回にわたり開催され、12月、同検討会における議論の結果を取りまとめた「クロスボウの所持等の在り方に関する報告書」が公表された。

同報告書では、クロスボウの所持を都道府県公安委員会による許可制とすることが適当であるとされたほか、クロスボウの定義、規制対象の範囲など、規制の方向性が示された。警察庁において、同報告書を踏まえた措置について検討が進められ、銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）の改正法案が第204回国会（常会）に提出される予定である。

イ 想定される改正内容

- ・ **所持の禁止と所持許可制の導入** 人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウを所持禁止の対象とする。一定の用途（標的射撃、動物麻酔等）に供するため規制対象のクロスボウを所持しようとする者は、クロスボウごとに、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない³²。
- ・ **使用、保管等に関する規制** 標的射撃は危害予防上必要な措置がとられている場所に限る。適切な設備及び方法により保管する義務。譲渡し時に所持許可証を確認する義務。販売事業者は都道府県公安委員会に届出。
- ・ **その他** 不法所持に対する罰則、法令違反時の行政処分等。施行日は、公布の日か

³¹ 警察庁科学警察研究所における実験により、銃刀法で規制される拳銃や空気銃に匹敵する威力が確認されているものもある。

³² 所持が許可制になると、輸入時に税関で規制することが可能となる。

ら9月を超えない日（政令で定める）。施行前から所持する者は、一定期間内に許可申請、廃棄等。

ウ 論点

今回の規制は、クロスボウが操作の習得が洋弓・和弓等に比して容易であるにもかかわらず傷害等の威力が高い点に着目したものであることから、所持禁止の対象となるクロスボウの定義・規格について、構造的に類似する他の社会的に認められている道具の規制にわたらないよう、慎重な検討が必要である。そして、相当の期間にわたり取締対象とされていなかった行為にも罰則が設けられる等の規制が行われることから、関係団体、業界へ、今後の対応について徹底した周知・広報が求められる。特に、現在、クロスボウの所持状況を把握する仕組みがないことから、既に販売目的あるいは自己使用目的で所持している者に規制を浸透させることが大きな課題であり、この際は、廃棄が適正に行われるようなフォローも求められる。

（２）ストーカー行為等の規制等に関する法律改正案

最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（仮称）により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等に係る書類の送達について定める措置を講ずる。

ア 背景・経緯

平成12年、桶川事件など悪質なつきまとい等による被害を背景に、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）が、議員立法として制定された。同法では、つきまとい等が禁止されるとともに、警察本部長等は、「つきまとい等」をした者に対して警告又は禁止命令等を行うことができる。また、同一の者につきまとい等を繰り返し行う「ストーカー行為」をした者に対する罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が設けられている。

ストーカー規制法はその後、メールやSNSでの連続送信を「つきまとい等」に追加する等、情報通信技術の発展や被害実態に応じ、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度の見直しなどの改正が行われてきた。このほか、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議策定、平成29年4月24日改訂）が取りまとめられ、これらに沿ってストーカー対策が推進されている。

近年、元交際相手等の自動車等にGPS機器を取り付け、位置情報を取得する事案等が発生しているところ、警察は、ストーカー規制法の「住居等の付近において見張り」をする行為として取り締まってきた³³。しかし、令和2年7月30日、最高裁は、同行為に該当するためには、GPS機器等を用いる場合であっても、特定の者等の「住居等」の付近という一定の場所において同所における特定の者等の動静を観察する行為が行われることを要するものと解するのが相当と判示した。この判決等を踏まえ、警察庁では、

³³ 摘発件数は平成26年から令和2年（最高裁判断以降は例がない）までで計59件。「GPS悪用 規制議論 ストーカー被害 警察庁が検討会」『毎日新聞』（令2.10.9）

「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」で検討を進め、令和3年1月、報告書を公表した。報告書では、GPS機器を用いた位置情報の取得を「つきまとい等」に位置付けることが適当とされたほか、文書の連続送付、見張り・押し掛け・みだりにうろつく行為に係る場所的要件の見直し、禁止命令等の方法に係る規定の整備について方向性が示された。

イ 想定される改正内容

つきまとい等の規制対象の拡大 ①GPS機器等を用いた位置情報の取得行為等（相手方の承諾なく、相手方の位置情報記録・送信装置（GPS機器等）に係る位置情報を取得する行為、相手方の承諾なく、相手方の所持する物に、GPS機器等を取り付ける等の行為）、②相手方が現に所在する場所の付近における見張り等、③拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為を、「つきまとい等」として規制対象とする。

その他、禁止命令等に係る書類の送達に関する規定を整備する。

ウ 論点

GPS情報を利用したいいわゆる見守りアプリは、家族や友人などの親密な関係で広く利用されているが、関係が破綻した場合の悪用、第三者を利用した情報の取得等につながりうる。行為者が位置情報を取得するとどまり、対象者が認識しうる行動に及んでいない場合、実態として規制は困難ではないかとの懸念もある。被害の実態に応じた適正な規制の在り方が論点となろう。「加害者は予想を超える手段を用いる。さらなる犠牲を防ぐため、技術の進展も考慮した対策を検討できるシステムを作るべきで、常設の検討会を設置してはどうか」との提言もある³⁴。今回、報告書がGPS規制以外の対応を広く求めている点について、具体的にどこまで広がるかが注目される。

5. 地方創生分野 国家戦略特別区域法改正案

(1) 背景・経緯

地域を厳格に限定して大胆な規制改革を行う「国家戦略特区」制度を活用した「企業による農地取得の特例」（法人農地取得事業）は、農業の担い手不足や耕作放棄地等の解消を図るため、農地法の特例として、特区内の政令で指定する自治体において、農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」について、自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への移転など、一定の要件を満たす場合に農地の取得を認めるものである。本特例は、第190回国会（常会）において成立した「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」により創設され、同法の施行日（平成28年9月1日）から5年間の時限措置とされた。本特例は、例外的に、10ある特区区域のうち、中山間地域の農業改革拠点を目指す「兵庫県養父市」のみが対象区域とされており、その間の実績等を踏まえた上で、令和3年8月末に迎える特例の期限に間に合うよう、その取扱いについて、国家戦略特別区域諮問会議（以下「諮問会議」という。）や規制改革推進会議等において、議論・検討が行われてきた。

³⁴ ストーカー問題に詳しい後藤弘子千葉大学大学院教授による。「ストーカー対策、GPS悪用を規制対象に法改正へ」『毎日新聞』（令3.1.28）

令和2年12月21日に第2回規制改革推進会議議長・座長会合と合同で開催された第48回諮問会議では、「追加の規制改革事項等（案）」が議題とされ、坂本議員（内閣府特命担当大臣（地方創生））から、企業による農地取得の特例については令和3年8月末に迎える特例措置の期限を2年間延長するとの方針が示され、野上農林水産大臣からも延長を支持する意見が出された。しかし、河野議員（内閣府特命担当大臣（規制改革）兼行政改革担当大臣）や有識者議員から、養父市において特段の問題が生じていなければ全国展開すべきである³⁵との意見が出されたことから、その取扱いについては議長である菅内閣総理大臣が預かることとなった³⁶。

その後、令和3年1月15日に持ち回りで開催された第49回諮問会議において、「養父市において活用されている『法人農地取得事業』については、政府として、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても来年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う。」とした上で、「当該事業に関する特例措置の期限を2年間延長することとし、そのための規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の国会への提出を行う」ことが決定された。決定を受け、本特例措置の延長等を行う「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」が、第204回国会（常会）に提出される予定である。

（2）想定される法案の概要³⁷

ア 企業による農地取得の特例の延長

養父市において活用されている「法人農地取得事業」について、令和3年8月末に迎える、特例措置の期限を2年間延長する。

イ 工場新增設促進のための関連法令の規制緩和

国内における生産拠点等の整備を通じた強固なサプライチェーンの構築を支援するために、工場立地法の規制について、工場新增設に係る緑地面積率等の基準を市町村が条例で緩和することを可能とする。

ウ 都市開発プロジェクト促進のための建築基準法の特例の創設

都市開発プロジェクト促進のため市町村が地区計画等の区域内において用途制限を緩和する条例を制定する際に必要となる国土交通大臣の承認手続の簡素化を図る特例措置を創設する。

エ 中心市街地活性化基本計画認定手続の特例の創設

国家戦略特区における区域計画と中心市街地活性化基本計画の認定手続のワンストップ

³⁵ 令和2年10月30日の閣議決定より一部変更された「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）には、「特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」との記述が追加されている。

³⁶ なお、第48回諮問会議では、次期通常国会に提出する法案に盛り込むべき事項として、「工場新增設促進のための関連法令の規制緩和」「都市開発プロジェクト促進のための建築基準法の特例の創設」「中心市街地活性化基本計画認定手続の特例の創設」が決定されている。

³⁷ 本項目の記載は、令和2年12月21日に合同で開催された第48回諮問会議、第2回規制改革推進会議の議長・座長会合の資料3-1「追加の規制改革事項等（案）」の「1. 次期通常国会に提出する法案に盛り込むべき事項」を参考としている。

プ化に係る特例措置を創設する。

(3) 論点

養父市で活用されている企業による農地取得の特例については、「6件と多くの事業が実施され、様々な農業経営のモデルの確立が進められ、農業の6次産業化の促進や耕作放棄地の活用、地域経済の活性化に貢献」と評価されている³⁸。こうした評価の一方で、企業の農地取得に対しては、「地域農業への取得解禁の効果が不確か」との疑問や、「不適切な農地利用」、「投機目的での取得」への懸念などが指摘されている³⁹。現行の「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）では、リース方式（最長50年）による企業の参入促進が明記されている中、今後は、特例制度のニーズと問題点の調査を特区以外でも令和3年度中に実施し、その結果を踏まえ、全国展開の可否が判断されることとなった。どのような結論となるにせよ、「地域に根差した農業経営」が求められることとなろう。

6. 消費者問題分野

(1) 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等改正案（仮称）

ア 背景・経緯

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）は、消費者と事業者との間で特にトラブルになることが多い取引類型（訪問販売、通信販売など7類型）について、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守る民事ルールを定める。事業者が違反行為が確認され消費者の利益が著しく害されるおそれがあるときには、業務停止命令等の行政処分が行われる。

平成28年の法改正で悪質事業者に対する業務禁止命令制度の創設、電話勧誘販売における過量販売規制の導入等が措置された際、衆参の委員会の附帯決議は、引き続き高齢者等の被害が多発した場合には勧誘規制強化等について検討を行うこと等を政府に要請した。同改正法の5年後見直しに向けて、消費者庁は令和2年度に検討会を開催、施行状況や諸外国の関連規制について調査・検討を行っている（後述）。

一方、物品・権利（以下「物品等」という。）を販売すると同時に、当該物品等を預かり、自ら運用する、又は第三者に貸し出す等の事業を行い、配当等を行う「販売預託商法」を悪用し、多数の消費者に深刻な被害をもたらす事案が繰り返し発生している。これを踏まえ、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）等の現行法による規制の限界が指摘されており、令和元年8月30日に消費者委員会から消

³⁸ 「令和元年度 指定10区域の評価について」（令和2年6月10日内閣府特命担当大臣（地方創生）内閣府ウェブサイト〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/2019_hyoka_1.pdf〉

³⁹ 「企業の農地取得 弊害のリスクが大きい」『日本農業新聞』（令2.11.6）。その一方で、『『よそもの』に対する地域の農業関係者の厳しい眼が光っているなかで、農地を所有する企業は高いレピュテーション・リスクにさらされることになる』ことから、「企業が農地の不正利用や転用を狙う可能性は低いとみられる」との指摘もある（堀千珠「特区で進む農業分野の規制改革」『みずほインサイト』みずほ総合研究所（平30.9.19）〈<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl180919.pdf>〉。

消費者担当大臣及び国家公安委員会委員長に対し、法制度の在り方の検討や執行体制の強化等を求める建議が発出された。あわせて、建議事項1（いわゆる「販売預託商法」に係る法制度・法執行の在り方についての検討）に関し、物品等が存在しない場合等を禁止行為として法定することや、参入規制の導入を検討することを求める意見が表明された。

消費者庁は、特定商取引法及び預託法について、時代に即応した実効的な制度の在り方を検討するため、令和2年2月から有識者による「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催し、8月19日に報告書を取りまとめた。これを受けて、消費者庁において実務的な検討を行った上で、第204回国会（常会）に法案を提出することが予定されている。

イ 想定される改正内容

同報告書は、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への抜本的な対策強化として、預託法を改正して販売預託を原則禁止すること、信頼性のある通信販売市場の発展に向けたルール・環境整備として、特定商取引法を改正して詐欺的な定期購入商法に対応することなどを求めている。その概要は図表4の通りであり、これを踏まえた内容の法案提出が見込まれる。

図表4 「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」報告書について

「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」報告書について	
1. 基本方針	
消費者被害を惹起する悪質事業者をターゲットに抜本的な規制・制度改革を施行。	イノベーションの進展による消費者取引を巡る新しい環境に機動的に対応。
「新たな日常」が模索される中、消費生活の変化に即応し、消費者の不安を払拭する環境を整備。	
2. 具体的なアクション(特定商取引法・預託法の改正)	
(1)消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への抜本的な対策強化	(2)信頼性のある通信販売市場の発展に向けたルール・環境整備
<p>取引の際の状況次第で全ての消費者が「脆弱性」を有していると捉え、それにつけ込んで不当な利益を追求する悪質事業者に対して厳正に対処するために、抜本的な規制・制度改革を行う。</p> <p><預託法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定商品制の撤廃 ○ 販売預託の原則禁止等 <p>販売を伴う預託等取引契約は、本質的に反社会的な性質を有し、行為それ自体が無価値と捉えるのが相当であることから、原則禁止とする。その前提で対象の明確化等を実務的に検討。その上で違反行為への十分な抑止力を持った法定刑を設け、締結された契約は民事上無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他 <p>勧誘規制強化、広告規制新設、民事ルールの拡充等を措置。</p> <p><特定商取引法・預託法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法執行の迅速化に資する規定を整備。 <p>(例)住宅リフォームの過量販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前の法執行の運用状況を踏まえた制度的措置、法執行の強化のための規定を整備。 	<p><特定商取引法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 詐欺的な定期購入商法への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の意に反して通信販売に係る契約の申込みをさせようとする行為等の規制を強化。詐欺的な定期購入商法で意に反して契約の申込みを行わせる行為等を念頭に、解約・解除を不当に妨害する行為を禁止するとともに民事ルールを創設。 ・ 特定商取引法の「インターネット通販における『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」を見直し。 <p><特定商取引法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン・ショッピングモールを経由した取引等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン・ショッピングモール等における販売業者等の表示義務の履行の確保及び法執行時の販売業者等に対する追跡可能性の確保のための規定を整備。 ・ 官民の新たな違反情報共有メカニズムを構築。 <p><特定商取引法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際化への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 越境消費者取引の適正化を図るとともに、法適用について国内事業者と海外事業者とのイコールフットイングを確保するための制度を措置。
(3)「新たな日常」における課題への機動的な対応	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信販売市場の信頼、透明性、公正性を確保する官民の取組・連携の強化。 ○ 送り付け商法について諸外国の法制も参考に必要な実効的な制度を措置。 	

(出所) 消費者庁資料

なお、消費者庁は、内閣府規制改革推進会議の下で進められている押印・書面の見直しの一環として、契約締結時等に事業者に対し「書面」による契約書等の交付を義務付ける特定商取引法及び預託法の規定を見直し、一部の取引類型において、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能にする改正も併せて措置することを検討している⁴⁰。

ウ 論点

預託法においては、被害を繰り返さない実効性のある規制を講じるため、禁止される販売預託の対象範囲が関連法とのすき間が生じないものとなっているか、十分な抑止効果のある法定刑となっているかなどが注目される。

(2) 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案（仮称）

ア 背景・経緯

国連貿易開発会議（UNCTAD）の消費者調査によると、新型コロナウイルス感染症の影響により消費者の購買行動のデジタル化が加速しており、今後も続くと予測されている⁴¹。近年の急速なデジタル技術の発展・デジタル市場の拡大等により、消費者の利便性等が向上した一方で、デジタルプラットフォーム（以下「DP」という。）企業が介在する消費者取引で新たな消費者トラブルも発生、また、デジタル化の中で消費生活にもたらす新たな課題への対応も求められている。

近年、DPは、消費者取引の「場」として急速にその存在感を増しており、とりわけ「新しい生活様式」の下では、国民の日常生活において不可欠な取引基盤としての地位を確立しつつある。その一方で、DPを利用した取引においては、取引に不慣れな者や悪質な事業者であっても売主として参入が容易となるといった特性も寄与し、模倣品の流通や売主の債務不履行などといった消費者トラブルの発生もみられる。

消費者庁は、デジタル市場における消費者利益の確保の観点から、場の提供者としてのDP企業の役割を踏まえて、消費者被害の実態を把握し、DP企業が介在する消費者取引における環境整備等について、産業界の自主的な取組や共同規制等も含め、政策面・制度面の観点から検討するため、令和元年12月から「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」を開催し、消費者が安全で安心してDPを利用して取引できる環境整備等のための方策について検討を行ってきた⁴²。

⁴⁰ この点、全国消費生活相談員協会は、消費者委員会のヒアリングで、悪質事業者に利用され返金は困難を極める、高齢者の見守りが困難になるなどと反対を表明している。「全相協 現場の相談員は反対 訪販協 事業者の念願かなう 契約書面電子化可 消費者委員会がヒアリング」『日本消費経済新聞』（令3.1.25）

⁴¹ UNCTADの調査の詳細は「COVID-19 has changed online shopping forever, survey shows」（令2.10.8）〈<https://unctad.org/news/covid-19-has-changed-online-shopping-forever-survey-shows>〉。国際的な規制強化・消費者保護への動きについては、UNCTADの「Countries focus on protecting consumers amid and after COVID-19」（令2.10.15）〈<https://unctad.org/news/countries-focus-protecting-consumers-amid-and-after-covid-19>〉、「Building back better requires stronger competition and consumer protection in the digital economy」（令2.12.24）〈<https://unctad.org/news/building-back-better-requires-stronger-competition-and-consumer-protection-digital-economy>〉等参照。

⁴² 消費者庁では、「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」に加え、「デジタル・プラットフォーム企業

令和3年1月25日に取りまとめられた報告書では、違法・危険製品の販売停止や、販売業者の情報の開示請求、取引D P提供者の努力義務や官民協議会、消費者による申出制度等を内容とする新法が立案されることが望ましいとされており、第204回国会(常会)に法案を提出することが予定されている。

イ 想定される概要

情報通信技術の進展に伴い取引D Pが国民の消費生活にとって重要な基盤となっていることに鑑み、取引D Pを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進を図るため、取引D P提供者の当該取引D Pを利用する消費者の利益の保護に資する措置に係る努力義務、販売業者等による取引D Pの利用の停止に係る内閣総理大臣の要請、販売業者等の特定に資する情報の開示の制度等を定める。

ウ 論点

本稿執筆時点では、法の規制対象は、事業者と消費者間の取引のみとなる見通しであり、販売停止・出品削除、販売事業者の情報の開示請求等について、命令とするか要請とするか、開示を義務とするか努力義務にとどめるか等、議論が進められている状況である⁴³。令和3年2月に施行された特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律が大規模なD Pを対象としているのに対し、今回は中小D Pも対象とすることに鑑み、事業者の負担も勘案しつつ、消費者が納得できる規制の在り方について、徹底した議論が求められよう。

(いわたみ ゆうこ)

が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」が「消費者契約に関する検討会」及び「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」と相互に連携、デジタル化への対応を検討している(令和2年度消費者白書)。

⁴³ 「「デジタル」「販売預託」 2法案を国会提出へ」『ニッポン消費者新聞速報版』(令3.1.26)、「消費者庁新法骨子案 修正で大きく後退 プラットフォーム事業者の責任規定できず 義務見送り、命令・罰則盛り込めず」『日本消費経済新聞』(令3.1.25) ほか